

社会福祉法人春光園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人春光園（以下「当法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができるが、その総額は年間500,000円を超えない範囲とする。

2 評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

3 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の算定）

第3条 個々の役員・評議員に対する報酬等の額は、別表による報酬等の区分に応じて定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員及び評議員の報酬等は実施の都度、支給する。

（公表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

改正附則

平成17年5月28日から施行

平成22年4月 1日から施行

平成23年5月28日から施行

附 則

この規程は、平成29年6月10日（定時評議員会の議決日）から施行する

◀ 別 表 ▶

1・評議員

	区 分	報酬額	費用弁償額
1	評議員会に出席したとき	10,000円	必要額
2	法人が実施する会議や委員会に出席した時（第三者委員）	5,000円	必要額

2・役員（理事・監事）

	区 分	報酬額	費用弁償額
1	理事会に出席したとき	10,000円	必要額
2	法人が実施する会議や委員会に出席した時（第三者委員）	5,000円	必要額
3	監事監査を実施した時（監事）	30,000円	必要額